



佐賀県公報

平成20年
7月11日
(金曜日)
第 13066号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○青少年に有害な図書等の指定

(二九八・子ども課) 一

○救急病院の認定

(二九九・医務課) 二

○都市計画事業の認可

(三〇〇・下水道課) 二

○道路の区域の変更

(三〇一・道路課) 三

○道路の供用開始

(三〇二・〃) 三

○道路の区域の変更

(三〇三・〃) 三

○道路の供用開始

(三〇四・〃) 四

公告

○土地改良事業の工事完了

(農地整備課) 四

○

(〃) 四

○

(〃) 四

○

(〃) 四

選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集

(告示・二八) 四

公安委員会事項

○財団法人佐賀県防犯協会の事務所の所在地の変更

(告示・二二) 五

○佐賀県交通安全活動推進センターの住所及び事務所の所在地の変更

(〃・三三) 五

更

正誤

○平成十八年六月九日付け佐賀県公報第一二七六四号中訂正

(総務法制課) 五

○告示

●佐賀県告示第二百九十八号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-62	コミックまあるまん 8月号	(株)ぶんか社	13701-8	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-63	漫画ローレンスSPECIAL vol.18 漫画ダイナマイト7月号増刊	辰巳出版(株)	05980-7/25 L 2008-8/13	
"	20-64	漫画ダイナマイト 8月号	辰巳出版(株)	05979-8	
"	20-65	本当にあったみだらな話 8月号	(株)一水社	18117-8	
"	20-66	グラギャル DEEP【ディープ】 8月号	若生出版(株)	03327-08	
"	20-67	別冊 Street SUGAR Street SUGAR 8月号増刊	(株)ウ出版	04168-08 L 8/18	
"	20-68	別冊本当にあったHな話 8月号	(株)ぶんか社	18135-8	
"	20-69	ガチンコ No.60 8月号	若生出版(株)	12811-08	
"	20-70	どびっきりS級! OFFICE-LADY SUPER PREMIUM. マイルドムック89 Vol.02	(株)東京三世社	68360-89 H-2008年10月	
"	20-71	DVD DOKAN 8月号	曙出版(株)	06481-08	
"	20-72	ZIGEN EX ジゲン エキサイティング 8月号	(株)大洋書房	05271-8	

◎佐賀県告示第二百九十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
佐賀市立富士大和 温泉病院	佐賀市富士町大字梅野 一七二番地一	平成二〇年七月一日から平成二三年六月三〇日まで	外科系、内科系

◎佐賀県告示第三百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画を認可した。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

白石町

二 都市計画事業の種類及び名称

白石都市計画下水道事業 白石町公共下水道

三 事業施行期間

平成二十年七月十一日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 佐賀県杵島郡白石町大字東郷字笹島搦地内
使用の部分 佐賀県杵島郡白石町大字東郷字笹島搦、字一本楠、字三本楠
及び字四本楠、大字福吉字一本黒木、字二本黒木、字三本黒木、
字四本黒木及び字五本黒木、大字福田字郷楠、字三本楠、字四
本楠、字郷一本楠、字郷二本楠、字一本榎、字二本榎及び字三

本榎、大字廿治字二本杉及び字三本杉並びに大字戸ヶ里字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本松、字四本杉、字一本樟、字二本樟、字三本樟及び字四本樟地内

●佐賀県告示第三百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年七月十一日から平成二十年八月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 厳木富士線	佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五六番一地从先から	佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五一番一地从先まで	後	二六・〇 九・八	一六二・四
	佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五六番一地从先から	佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五一番一地从先まで	前	二九・六 一・〇	一六〇・〇

●佐賀県告示第三百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成二十年七月十一日から平成二十年八月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 厳木富士線	佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五六番一地从先から 佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五一番一地从先まで	平成二〇・七・二

●佐賀県告示第三百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年七月十一日から平成二十年八月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 若宮鶴線	神埼市神埼町城原字西田九六〇番一地从先から	神埼市神埼町城原字六本黒木七八番四地从先から	後	二九・七 八・二	五七七・一
	神埼市神埼町城原字西田九六〇番一地从先から	神埼市神埼町城原字六本黒木八六一番六地从先まで	前	二一・一 六・六	六六一・〇

●佐賀県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年七月十一日から平成二十年八月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供す。

平成二十年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 若宮鶴線	神崎市神崎町城原字西田九六〇番一地从から 神崎市神崎町城原字一本黒木二二二番一地从まで 神崎市神崎町城原字六本黒木七八八番四地从から 神崎市神崎町城原字六本黒木八六一番六地从まで	平成二〇・七・一一

○ 公 告

唐津市長 坂井俊之から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）本門地区の工事が平成19年3月30日完了した旨届出があった。

平成20年7月11日

佐賀県知事 古川 康

鳥栖市長 橋本康志から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鳥栖市営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）藤木地区の工事が平成18年3月30日完了した旨届出があった。

平成20年7月11日

佐賀県知事 古川 康

みやき町長 末安伸之から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、みやき町営土地改良事業（農村振興総合整備 農道整備）北茂安地区の工事が平成20年3月26日完了した旨届出があった。

平成20年7月11日

佐賀県知事 古川 康

みやき町長 末安伸之から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、みやき町営土地改良事業（農村振興総合整備 用排水施設整備）北茂安地区の工事が平成20年3月26日完了した旨届出があった。

平成20年7月11日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十八号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年七月十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成二十年八月一日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

（一） 県区選挙区画割案の承認等について

（二） その他

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会告示第二号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第三條第一項の規定により、財団法人佐賀県防犯協会から次のとおり事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十年七月十一日

佐賀県公安委員会

委員長 薬師寺 宏達

事務所の所在地

（変更前） 佐賀市松原一丁目一番一号

（変更後） 佐賀市与賀町二番二号

●佐賀県公安委員会告示第三号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三條第一項の規定により、佐賀県交通安全活動推進センターから次のとおり住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十年七月十一日

佐賀県公安委員会

委員長 薬師寺 宏達

一 住所

（変更前） 佐賀市松原一丁目一番一号

（変更後） 佐賀市天神一丁目二番五五号

二 事務所の所在地

（変更前） 佐賀市松原一丁目一番一号

（変更後） 佐賀市天神一丁目二番五五号

○ 正 誤

平成十八年六月九日付け佐賀県公報第一二七六号中訂正

14	頁		
左から八行目	上段	箇所	
	一弁	誤	
			正

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社